

議案第 33 号

交野市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

交野市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 3 年 6 月 4 日提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止したいため。

交野市手数料徴収条例の一部を改正する条例案

交野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

交野市手数料徴収条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第27号を削り、第28号を第27号とし、第29号から第37号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。